

## 『贈与を行う場合の注意点は、なにか』

贈与によって財産が移転すると贈与税が課されることとなりますが、相続税対策で贈与を行った場合、税務上、実質的に贈与があったかどうかの問題とされることが多くあります。そこで、贈与を行う際には、次のような点に注意して実行することが大切です。

### ① 贈与による財産移転の証拠を残す

夫婦や子供など特殊な関係にある者の間において行われる金銭等の贈与は書面を作成して行われることが少なく、また、書面を作成して行われる場合であっても形式的なものにすぎないことが多いので、贈与であるのか、あるいは金銭消費貸借であるのかの事実認定は難しい場合があります。

そこで、贈与の事実を明らかにするために贈与契約書を作成し、客観的にみても贈与の事実があったと認められる状況をつくります。例えば、父から子に現金を贈与する場合、現金の手渡しによる方法を避け、贈与契約書の作成に加え、預金間の振替えによる贈与とします。このことにより、預金通帳に資金の移転が明らかになります。

### ② 贈与した財産の管理などは受贈者が行う

①の事例のような場合、贈与後は通帳も印鑑も受贈者（例えば、子供）に渡し、贈与者である父は贈与した財産にタッチしないようにします。贈与による財産の移転とは、受贈者がその贈与された財産の使用・処分が自由にできる状態のことをいいます。ですから、子供に贈与したと言っても通帳も印鑑も父が所持したままでは、贈与による財産の移転があったとは認められません。

### ③ 贈与税の申告をする

贈与税の非課税枠は現在110万円ですが、120万円現金贈与して受贈者の住所の税務署に翌年3月15日迄に申告し、1万円納税してもらいます。申告書と納付書は必ず保存し、証拠資料とします。